

令和元年7月10日

於・1002会議室（10階）

第1066回

電波監理審議會

電波監理審議會

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局）	
(1) 周波数割当計画の一部を変更する告示案（V-H i g h帯域の有効利用に向けた制度整備）	
(諮問第18号)	1
(2) 平成30年度電波の利用状況調査の評価	
(諮問第19号)	7
3. 報告事項（総合通信基盤局）	
「周波数再編アクションプラン（令和元年度改定版）」（案） ..	20
4. 諮問事項（情報流通行政局）	
日本放送協会放送受信規約の変更の認可	
(諮問第20号)	27
5. 報告事項（情報流通行政局）	
日本放送協会平成30年度決算の概要	32
6. 議決事項	
株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否	
処分に係る審査請求の審理を補佐する審理官の指名	
(付議第1号関係)	35
7. 閉 会	36

開 会

○吉田会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するようにご連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

○吉田会長 クールビズということで、私ども上着をとらせていただいておりますので、どうぞ総務省の皆様におかれましても、適宜上着等とっていただければと存じます。

それでは初めに、先日のご異動で着任された方がいらっしゃるとお聞きしておりますので、一言ずつご挨拶をお願いいたします。

○今川総合通信基盤局総務課長 総合通信基盤局総務課長に着任いたしました今川でございます。よろしくをお願いいたします。

○吉田会長 よろしくをお願いいたします。

お一人だけですかね。

○梶田幹事 はい。

○吉田会長 分かりました。どうもありがとうございました。

諮問事項 (総合通信基盤局)

(1) 周波数割当計画の一部を変更する告示案 (V-H i g h 帯域の有効利用に向けた制度整備)

(諮問第18号)

○吉田会長 それでは、審議を開始いたします。

諮問第18号になりますが、周波数割当計画の一部を変更する告示案（V-High帯域の有効利用に向けた制度整備）につきまして、布施田電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 電波政策課長の布施田でございます。

諮問第18号、周波数割当計画の一部を変更する告示案につきまして、ご説明させていただきます。

本諮問は、207.5MHzから222MHz、いわゆるV-High帯域の有効利用に向けた制度整備として、周波数割当計画の一部を変更するものでございます。参考資料を使用して説明させていただきます。右肩上のページ番号の3ページをご覧ください。

諮問の概要のとおり、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴って生じた空き周波数のうち、207.5MHzから222MHzのV-High帯域は、平成24年4月から携帯端末向け放送での利用を開始していましたが、平成28年にはサービスを終了しているところでございます。このため、V-High帯域の活用方策を検討するために総務省の中に設置した、放送を巡る諸課題に関する検討会のもとで開催されました放送用周波数の活用方策に関する検討分科会において検討を進めてまいりました。その分科会で、今年4月に結果が取りまとめられております。その中におきまして、放送サービスの高度化、IoT、通信サービスの高度化の3分野のうちいずれか、もしくは複数のシステムに割り当てることを基本方針として、実証検証が行える環境を進めること、これに伴った周波数割当計画等の改正を速やかに行うこととまとめられているところでございます。この方針を踏まえまして、今般、周波数割当計画の変更を行うものでございます。

具体的な変更内容は、下段にあります変更後のイメージのほうをご覧ください。まず、周波数割当表の205MHzを超え222MHz以下の周波数の範

圏に、先ほどの3つのシステムの割当てを可能とするために、国際分配と同様に固定及び移動の業務を国内分配に追加いたします。それとともにこれらの無線局の目的欄に電気通信業務用、公共業務用及び一般業務用を追加いたします。また、放送につきましては、いわゆる地上テレビジョン放送のように専らまた優先的な周波数で行う基幹放送だけではなくて、他のシステムと共用して利用するようなCS放送ですとかエリア放送を対象にします一般放送も想定されていることから、一般放送の対象を示す脚注、J88を追加するとともに、無線局の目的の欄に、電気通信業務用、放送用を追加いたします。

今回の改正につきまして、パブリックコメントを行いました。今年の6月1日から7月1日までの間パブリックコメントを実施したところ、4件の意見が提出されたところでございます。5ページ以降にそのコメントを載せてございます。個人が2件、宛先が不明なものが1件、企業から1件ございました。2つの意見につきましては賛同意見、残りの2つにつきましては直接的な意見ではなかったところでございます。総務省としましては、V-High帯域における実用化に向けた検討状況を踏まえ、必要に応じて周波数割当計画の変更の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

本件の施行期日につきましては、電波監理審議会の答申をいただいた際には、速やかに改正に向けて手続を進めることを予定しているところでございます。

ご説明は以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

本日テレビ会議でご出席の林委員のほうから何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○林委員 いえ、特に大丈夫でございます。

○吉田会長 はい。兼松代理、どうぞ。

○兼松代理 こちらの改正がなされましたら、その実証検証については直ちにといいますか、あるいはもう始まっているということになるのでしょうか。

○布施田電波政策課長 こちらにつきましては、特定実験試験局という形で、この周波数帯で放送以外、通信業務用でも実験ができるような制度に7月よりしてございます。その実証をこれから進めて、申請を受け付けまして、希望がある方にはすぐに実験していただけるようになります。先ほどご紹介いたしました会議の中での取りまとめの中では、まず本年、2019年度、一通りの実験を行いまして、年度中に一定の取りまとめを行いつつ、2020年度末まで実証を進めていただきまして、そこで、この周波数帯の利用動向を決めていくという予定にしております。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○兼松代理 ありがとうございます。

○吉田会長 じゃ、私のほうから1点、コメントというかご質問させていただきたいと思います。このV-High帯域は、以前一度携帯端末向けの放送に使われたわけですが、残念ながら平成28年6月にサービス終了ということで、その後、いろいろ検討された結果、本日のこの諮問につながったのかなと理解しております。今回、本日も説明いただきましたとおり、放送サービスの高度化、IoT、それから通信サービスの高度化、という3つの分野まで用途を広げられたことから、これだけ貴重な使い勝手の良い周波数の電波であることを考えますと、数多くの方々が手を挙げられてしかるべきかなと考えます。つきましては、大変多くの方から使わせてほしいという手が挙げた場合ですけれども、この後実証試験等々をしていろいろ検討されるとは伺ったんですけれども、実際どういう手続でもって、絞り込まれて実用化につなげていかれるのでしょうか。といいますのは、従来一般的な議論としまして、常に電波は不足し

ており、例え使いたくても使わせてもらえないというのが、何となくこれまでの私たちの頭の中にもありましたため、V-H i g h という貴重な周波数が使えるとなれば、素人的に考えると本当にたくさんの方の手が挙がってきて、絞り込みが大変じゃないかと思ったものですから、そのあたりのざっくばらんなどをちょっとお聞かせいただければと思います。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。

このV-H i g hの周波数帯を今後どうしていくかという検討を先ほどご紹介した分科会で検討したところでございますが、その過程におきまして、この周波数帯で実験をしたいという方を募りました。その際に、2回募りまして、それぞれ8件ずつ、合わせて16件の方が手を挙げてこられまして、先ほど言いました3つのシステムで実験をやってみたいという方がいらっしゃいますので、そういう方々に実験をしていただきたい、実験されるものと想定してございます。先ほどご紹介いたしましたとおり、その実験が速やかにできるように特定実験試験局の制度も用意してございますので、速やかに免許をして実験をしていただく予定でございます。

実験をした後どうなるかということにつきましては、想定にはなるわけでございますけれども、一般的にはその実証の結果を関係者間で審議していただいて、ニーズが確実にあるものですとか広がりがあるものを幾つか特定をして、それが共用できるかできないか、共用するならばどのような基準になるのかという技術的な検討も行う中で、どの業務、どのシステムにどの基準で導入していくのかというふうになっていくところでございます。それは情報通信審議会の中での議論ということになることが一般的でございます。

○吉田会長 手元の資料で行きますと4ページのところに、この分科会での話がちょっとまとめてございまして、その分科会の議論の中では、確かに3分野で計16件の提案が寄せられたと書かれていたんですけれども、実際にこの周

波数が本当にこの3分野で使えるとなれば、このとき手を挙げられなかった方でも、やはり使いたいという方がたくさん出てくるのではないかなという気もしますので、できるだけ広く周知、広報していただいて、日本の社会として本当に必要なサービスが提供され、この貴重な電波の有効活用に繋がることを期待しております。

○布施田電波政策課長 はい。

○吉田会長 どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに委員の先生方から、よろしいでしょうか。

○林委員 1点だけ、会長、よろしゅうございましょうか。

○吉田会長 お願いします。

○林委員 会長のコメントに触発されて、一点だけよろしゅうございましょうか。V-H i g h帯はいわゆる3GPPバンドではないこともあり、前回のマルチメディア放送のNOTTVのときもそうでしたが、受信用端末の開発が鍵となると思われませんが、そのあたりは今後事業者のほうで実験と開発が進むと見込まれると考えて、よろしゅうございましょうか。

○吉田会長 いかがでしょうか。

○布施田電波政策課長 先ほどご紹介しました分科会の検討の中におきまして、過去にこのV-H i g h帯域で携帯端末向けの放送をやっていた事業者の方からのヒアリングを行ってございます。その際に、今ご指摘にありましたとおり、対応端末が少なかったことが伸び悩んだ要因の一つということもお話になられてございますので、その点、このように分科会の議論の中でも公になってございますので、今後、ここに取り組みされる方は、そこも留意しながら取り組まれることと思います。

○吉田会長 林先生、よろしいでしょうか。

○林委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、特にほかにご質問等ないようでしたら、諮問第18号につきましては、諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 テレビ会議でご出席の林先生もよろしいでしょうか。

○林委員 はい、異存ございません。

○吉田会長 それではそのように決することといたします。ありがとうございました。

(2) 平成30年度電波の利用状況調査の評価

(諮問第19号)

○吉田会長 次に、諮問第19号、平成30年度電波の利用状況調査の評価につきまして、布施田電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 諮問第19号、平成30年度電波の利用状況調査の評価につきまして、説明させていただきます。参考資料に基づいて説明させていただきます。右肩上のページ番号の3ページをご覧ください。

この調査は、電波法の規定に基づきまして、周波数を3つの区分に分けて毎年実施しているものでございます。平成14年度から毎年実施しているものでございます。3つの区分につきましては、この色のついた絵のところの2番目の、すいません、左側にあります定例調査のところに①から③と小さい字で書いてございますが、この3つの区分でございます。1つ目の区分につきましては、714MHz以下でございますが、ここは、他の周波数帯に比べ長距離の通信が可能となるような電波の特性を有してまして、AM放送、FM放送や

航空機、船舶の通信システムに利用されているということで、714MHz以下の周波数帯を1つのグループにしてございます。2つ目は、携帯電話など、主に移動通信業務で利用されている714MHzを超えて3.4GHz以下を1つの周波数帯としてございます。3つ目は、電波の指向性が鋭く、直進性がありまして、固定業務、また固定衛星などに利用されている3.4GHzを超えた周波数帯、この3つを区分しているところでございます。よろしいですかね。続けさせていただきます。

平成30年度は、この中の3番目、3.4GHzを超えた周波数帯域が対象となっております。この同じ3ページの下側に検討の流れがございます。調査をしまして、その結果を公表します。5月下旬に公表してございます。また、評価案につきまして、意見募集を行ってございまして、本日、電波監理審議会に諮問させていただきまして、答申をいただきましたら、評価結果を公表する予定でございます。また、その評価結果を踏まえまして、今後は周波数割当計画、あと周波数アクションプランなどの電波有効利用政策に反映していくという流れになってございます。

次の4ページをご覧ください。調査の概要でございます。調査対象の無線局数は約930万局ございまして、免許人数は約5万2,000者となっております。調査方法ですが、総務省が管理しています無線局データベース、PARTNERを使いまして、その周波数帯の免許人数、無線局数などをまず集計いたします。またそれに加えまして、免許人に無線局の運用時間ですとか今後の例えば周波数の移行計画とか運用計画などを調査票を配付して確認していく調査もいたします。また、これらの調査を補完するという位置付けで、実際の電波の発射状況を測定して調査することができるということになっており、平成25年度から実施しております。

5ページをご覧ください。調査の結果を要約したものを掲載してございます。

全体の無線局数でございますが、前回の調査となりました平成27年度は、14万6,000局でした。それが約130万局増加しております。これは、平成26年12月に3.5GHz帯の携帯電話の周波数が割り当てられていたところでございますが、これに伴う携帯電話の無線局が増設されたものが原因でございます。この携帯電話システムを除きますと、無線局数は14万局でございます。この携帯電話システムを除きますと、無線局数は14万局でございます。前回の調査時から4%減少しているということになります。

下に、増加傾向にある主な無線システムを紹介してございます。まず1つ目が、4.9GHzから5.0GHzを使用する5GHz帯無線アクセスシステムにつきましては、屋内外の無線アクセスシステムとして光ファイバーよりも安いということと、簡単に設置できるということから普及しているものでございまして、電気通信事業者では、インターネットのアクセスサービスに、自治体ですと、観光情報サービスの提供など、幅広く使われているものが増加されている要因でございます。また、5.03GHzから5.091GHzに同じく5GHz帯の無線アクセスシステムがあるのですが、これが平成29年11月末に使用期限となっていたことから、これらのシステムも、4.9GHzから5.0GHz帯にアクセスしてきたということで局数が増えているところでございます。

2つ目は、5GHz帯のアマチュア無線は、ドローンの操縦用に使用されてございまして、ドローンレースの利用増ということで1,600局増加しているところでございます。

3つ目のDSRCでございますが、こちらは高速道路で利用されているETC、料金を収受するシステムがございまして、そのほかに渋滞回避支援などの情報提供サービスを行いますETC2.0、これが主に高速道路上に仕組みが進んだということから1,200局増えているところでございます。

その次に、5GHz帯、7GHz帯に放送業務で使用される音声の回線、ま

た、これらを監視、制御するシステムがございませう。例えば放送番組、特にラジオ番組の内容をスタジオから東京タワーに送るですとか、取材現場の素材をスタジオまで運ぶシステムなどに使われているところございませう。同様の音声回線システムが3.4GHz帯にあるのですが、それらは、令和4年11月末までの使用期限となっていることから、これらが移行してきたことから増えている状況になってございませう。

次に、18GHz帯の公共用小容量固定回線システムでございませう。これは、自治体などが中心となりまして音声、データ、画像などを伝送するために使ってございませう。これは、機器の設備管理、小型化になっていますし設置も簡易だということ、また12GHz帯に同様のシステムがございませうが、これらからの移行がされているということから、ここの局数も増えてきてございませう。

あと、非常に高い周波数帯でございませうが、80GHz帯高速無線伝送システムというものがございませう。こちらは、情報速度でいいますと、1Gbpsぐらい出せる高速回線でございませうが、光ファイバーの敷設が困難な地域での携帯電話でのエントランス回線ということで、各携帯電話事業者が使っている状況から局数が増えているところございませう。

一方、減少傾向のシステムを下にご紹介させていただきます。

1つ目は、3.4GHz帯での放送業務に使います音声回線、放送の監視制御回線でございませう。先ほどご紹介いたしましたとおり、移行期限が設定されていることから減少してございませう。また、5.9GHz帯に映像用のFPU、これは番組素材の映像を伝送するものでございませうけれども、これのアナログ局の使用を取りやめているということから減少をしてございませう。

次、5GHz帯には気象レーダー、また空港用のための気象レーダーがあるんですけども、こちらが高度化、つまりこれまで真空管を使っていたものを固体素子を使うということから小型化、あと軽量化などをしてございませうので、

ここのレーダーは、多くは9GHz帯への移行が進んでおりますし、各免許人の調査によりますと、ここのレーダーを所有している方のもう9割は既に移行計画を持っているところでございます。

あとその次、電気通信事業者のエントランス回線で使用されております11GHz、15GHz、18GHz、22GHz帯につきましては、基本的に光ファイバー等への代替が進んでございまして減ってきているところでございます。

あと、衛星のアップリンクでございますが、自治体の防災無線などに利用されているものでございますが、ユーザーの計画の変更上、地球局が廃止され、特に自治体のほうで廃止されているということもございまして減少しているところでございます。

あと、50GHz帯の簡易無線につきましても、先ほど増えているとご紹介いたしました5GHz帯の無線アクセスシステムのほうに置き換わっているところから減少しているところでございます。

これらの調査結果をもとにしまして、評価結果の案を6ページに書いているところでございます。先ほどの調査結果で減少、または増加傾向にあるもののうち、周波数の需要動向も踏まえて共用などの可能性を検討するものをまとめたところでございます。

1つ目は、映像FPU、50GHz帯の簡易無線は減少しているところでございますが、引き続き注視していくと書いてございます。注視していくことという言葉の意味合いでございますが、今後さらに減っていくといった場合、またそこに新たなニーズがあった場合には、そのときには周波数再編という手続を踏んでいきますので、そういう可能性をにらみながら見ていくということでございます。

11GHz帯等の電気通信業務につきましても、先ほど光ファイバーに置き

換えなどで減ってきているということをご紹介したわけでございますけれども、これらの回線は、災害時の冗長性確保の観点からも重要ということでございますし、多値変調などの高度化も図っているということでございますので、適切に利用されていると評価しているところでございます。

3つ目の矢じりの、モバイル通信のトラフィック増に対応するためでございますが、無線LANの高度化、あと周波数の拡張をさらに推進することが必要というふうになってございますし、先ほど申し上げましたDSRCにつきましては、欧米では5.9GHz帯の利用が検討されておりますが、その一方で、日本ではその周波数帯は映像FPU、放送業務用に使われていることがございますので、既存システムに配慮しながら自動運転技術の導入に向けた検討を推進することが望ましいということでございます。これらを踏まえ、既存の無線システムとのダイナミックな周波数共有の可能性がある周波数帯の検討を行っていくことが望ましいとしているところでございます。このダイナミックな周波数共有につきましては、今年度から予算を確保してございまして、特に5Gなど、新たな無線システムの利用を可能としていくために技術開発として進めているところでございます。

次の5Gの普及に向けてということでございまして、4.6GHzから5.0GHzなど、ここに書いてございます周波数帯を5Gの候補周波数帯として検討していくということ、さらには今年の秋、WRC-19という世界無線通信会議で、国際的に今後の携帯電話の周波数の特定の議論もございます。これらを踏まえ、先ほどもご紹介いたしました既存システムとのダイナミックな周波数共有の可能性がある周波数帯の検討を行っていくことが望ましいというところでございます。

また、Ku帯、Ka帯では、非静止衛星コンステレーションの計画が進められているところでございます。これら検討されている周波数帯には、日本の中

では固定回線ですとか無線アクセスシステムがございますので、既存のシステムとの共用条件の技術的検討を進めていくのが望ましいと評価しているところでございます。

あと、36GHz超のところでございますが、さまざまな新規周波数の開発の取組が進められているところでございますが、今後ニーズを踏まえ、適切な高度化や制度改正などの対応を行っていくことが必要とまとめているところでございます。

以上が評価(案)でございますして、7ページ以降は調査の結果でございます。7ページは、全体で周波数帯ごとの無線局の分布、また地域ごとの分布などをまとめてございます。

8ページ以降は、9つの周波数帯に分けて調査した結果、また評価の案を書いているところでございます。

その後につきましては、17ページまで行っていただきます。17ページから20ページまでのところは、補完調査といたしまして、発射状況調査をいたしました結果を載せているところでございます。

17ページのところは、先ほど増加傾向にあるとご紹介いたしました5GHz帯無線アクセスシステムのところを発射確認したところでございます。各地域でのシステム発射状況をそれぞれのポイントで任意の10分間を測ったところでございます。それぞれ見ていきますと、免許状にあるとおり発射されているということが確認されているところでございます。ただ、場所によってはそのとき使用されてなくて、発射が確認できなかったところもあるところでございます。

また、20ページに行きますと、衛星のダウンリンク、Cバンドの発射状況調査をしてございます。これは無線局数の増減はなかったのですが、この周波数は、今年の4月に割り当てられました5Gの周波数帯、つまり携帯電話シ

システムと共用するバンドになってございますので関心が高いということもございまして、これは、東経132度の衛星を1日3回ずつ水平、垂直の偏波面ごとに電波が出ているかどうかの発射状況を行ったところでございます。実際、免許状に記載されているとおりの電波が発射されているところが確認されているところでございます。

続きまして21ページから、パブコメ、意見募集を行いましたその結果をご紹介しているところでございます。全体として8件ございました。主な意見といたしまして、放送事業者から4意見ございました。映像のFPUの減少傾向を注視するといった評価につきまして、映像FPUは災害時の利用など、社会的な重要性があるというところなので、そういうところを考慮していただきたいということ、また、5.9MHz帯につきましても、自動運転システムなどとの共用検討を進め、取り組んでいきたいという評価に対して、既存の免許人の意見を聞くなど、慎重な対応をしていただきたいということが言われてございます。これにつきましては、来年度、令和2年度の調査から、社会的な重要性を勘案した評価方法を導入していくということになっているところでございます。また、共用に当たっては、既存無線システムに十分に配慮しながら検討を進めることとしてございます。

残り4件のコメントにつきましては、1件が賛同意見、残りの3件は評価案に対する直接的なコメントではないために説明は省略させていただきます。

最後25ページをご覧ください。令和2年度、来年度の調査から、電波の利用状況調査の見直しを実施する予定でございます。見直しの方向性といたしましては、新たな評価指標の策定、また、社会的な重要性を踏まえた総合評価の導入、重点的調査を行うこととしまして、そのシステムの選定などを行います。また、現在も電波監理審議会におきまして評価案の諮問、答申をいただいているところでございますが、調査全体、まず調査を始める前の実施方針なども電

波監理審議会に報告をして調査を進めていきたいと考えているところでございます。また、周波数の区分も3区分から2区分に変更する予定でございます。

長くなりましたが、説明は以上でございますが、本日答申いただきましたならば、評価結果を公表させていただく予定でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 お願いします。

○兼松代理 移行期限が定められていることにより無線局が減少している帯域というのは、移行により帯域を空けさせてほかのことに使うということがもう予定されているということになりますでしょうか。

○布施田電波政策課長 はい、さようでございます。例えば3.4GHz帯にありました放送の音声回線が移行するということでご紹介いたしましたが、そのところに第4世代の携帯電話が入ることになってございまして、そのように移行していただいて、次に新しいサービスが入ることになってございませす。

○兼松代理 ありがとうございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

テレビ会議でご出席の林委員のほうから、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。

1点だけ、25ページの最後の部分なのですが、**「社会的重要性」**につ

いては、総合評価に当たって考慮するというところでございますが、具体的にどのように考慮するのか、イメージがございましたらお聞かせいただけましたら幸いです。と申しますのも、これまでの電波の利用状況調査につきましては、定量的な調査がメインだったかと存じますが、社会的重要性については、定性的な評価ということになるかと存じますので、そのあたりのバランスや調和につきまして、ご教示いただけましたら幸いです。以上でございます。

○布施田電波政策課長 現在の調査におきましては、調査票を配付している調査の中で運用時間も調査していただいております。その無線局を、例えば1日の間、どれだけの時間使っていますかということをお伺いしております。電気通信業務用などの場合ですと、ほぼ365日ほとんどの時間使っていますということになるのですが、例えば防災対策用の無線局の場合、運用時間がそのとき必要なとき、また訓練のときに使うということで、時間帯が非常に限られているということで、例えばその時間帯、使用時間帯だけを比べることは足りないのではないかと。その無線局が社会的に果たす意義も考慮すべきではないかということがこれまでの議論の中でも出てきてございまして、そういうところを酌み取るような形にしていきたいと、1つの例としてはそういうことがございます。

○林委員 分かりました。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

じゃ、私のほうからも少しコメントさせていただきたいと思います。今、ご説明いただきましたように、今回の調査では、無線局の運用の詳細が調査されたということで非常に結構ではないかと思えます。やはり電波を単に使っているといっても、実際どの程度の頻度でどのぐらいの時間帯使われているのかという点が重要であると思えますし、その社会的重要性の考慮も必要だと思います。もう一点、3.4GHz超の高い周波数、特にミリ波帯以上の非常に高い周

波数の場合、かなり直進性が強くなり光に近づいてくることから、低い周波数帯に比べると、相対的に空間的にも非常に限られた範囲で使われる場合が増えてくると思われます。従って、先ほどもご説明ございましたけれども、時間的な利用割合に加えて、空間的にどれぐらい使われているのかといった空間的占有度や、社会的な重要性など、かなり総合的な観点からの調査がこれからますます必要になっていくのかなとちょっと感じました。

それから、6ページのところで主な評価結果をご説明いただきましたが、全て非常に適切にまとめられているのかなと感じました。例えば、3点目のDSRCのところで、国際的に調和のとれた周波数帯も念頭に検討を進めたいというお話がありましたが、こういった国際的なことも今後重要だと思いましたが、それを踏まえて、既存無線システムとのダイナミックな周波数共用の可能性のある周波数帯の検討をこれから重点的に進められるという話がございますけれども、大変重要な課題ではないかと思しますので、ぜひこのあたりは大いに進めていただいて……。

○布施田電波政策課長 よろしいですか。

○吉田会長 はい。

○布施田電波政策課長 DSRCのところの無線LANとの共用でございますが、もう少しご紹介させていただきますと、9ページのところをご覧ください。ちょっと細かいのですが、9ページの上側の左側に、4.4GHzから5.8GHz帯を並べまして、その上に各業務が乗っかっています。一番右側のところの上側のほう、ここにDSRCという、いわゆる高速道路で使われているシステムがここにあります。この周波数帯には、下にありますが、産業科学医療用、ISM、これは免許なしで使えるようなものもあつたりとかアマチュア無線があつたりします。この下の左側に無線LANが書いてございますけれども、この無線LANが世界的にも利用がかなり広がってきてございま

すので、ここのニーズが大きくなってきている中でどうするのかという話と、実はこの5.875GHzの上側、5.9GHz帯のところは世界的には自動走行、自動運転とかというふうに使いたいという話が出てきているところがございますので、そこには日本の場合には、放送事業者の放送業務用の音声回線とか映像回線が使用しているということで、共用がどこまでできるのかというところを検討していくことが大切だろうということで評価に書かせていただきました。

○吉田会長 ありがとうございます。

悩ましいところかもしれませんが、そのあたりうまくかじをとっていただいて、関係の皆様がハッピーになれるような形で進めていただければと思います。

それから、続きですけど、6ページのところで、4点目が5Gの普及に向けてということで、5Gの候補周波数帯として4つの帯域が挙がっておりますけれども、今後WRC-19での検討結果も踏まえて、ここでもダイナミックな周波数共用の可能性のある周波数帯の検討等がなされるということで、非常に期待をするところでございます。

それからその次に、非静止衛星のコンステレーションの実現に向けて、これも共用条件等の検討を推進することが望ましいということでございましたけれども、以前も確か衛星通信のお話が出てきましたときに非静止衛星コンステレーションの話があったんですけども、これは具体的にはいつごろ実際にサービスが始まるような計画で進められているのでしょうか。ちょっと参考までにそのあたりが分かっておりましたら教えていただければと思います。

○布施田電波政策課長 非静止衛星コンステレーションでございますが、このシステム自体は世界的なシステムになります。幾つかの計画が挙がってきているところでございます。OneWebシステムですとか、日本の企業も出資し

ているシステムがございますが、800基ほど打ち上げという計画などが出てきているところがございます。いただいている情報によりますと、2020年ぐらいにはサービス開始という計画はいただいておりますが、まだ具体化までには至っていないという状況と認識しております。ですから、そういうのが入ってくる方向であるのは確かだと思いますので、制度の整備などは進めたいと考えてございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

あと、1つ感じましたのは、3.4GHz超の場合、例えば50GHzから80GHzといった非常に高い周波数が含まれており、こういった高い周波数では空間的にかなり限られた狭い範囲でサービスが行われると思われれます。このような場合、例えば総務省で監視をしようとしても、的確にどこでどう使われているか監視するのは難しいのかなと感じます。皆さん使っている方が正確に申告していただければいいんですけども。こういった空間的な広がりに限られた高い周波数の電波の監視というのは可能なのでしょうか。そのあたり、ちょっと伺っていて気になったんですけども。

○布施田電波政策課長 監視といいますか、無線局の監理をするために監視もあるんだと思いますけども、その無線局の監理につきましては、まずそもそもその電波が他に影響を及ぼすとかその使い方をしっかり監理しなきゃいけないといった場合には免許をすることになります。免許をすることになりましたら、その基準に従っているかどうかの検査が必ずありますので、そこでしっかり監理していくということになると思います。また、そこが免許不要ということであれば、また不要だった場合にでも基本、技術基準は守っていただくこととなりますので、そのときには、その技術基準を守った設備をどれだけの量数を出荷しているかというような、メーカーに対する調査も実施してございますので、そういう中では全体把握ということではできていると思っておりますが、ただ、

いただいたご意見がそのとおりでございまして、これから非常に小さい、そしてまたきめ細やかにあちこちで使われていくこととなりますので、どのような監理のあり方が最適なのかということは常日ごろから取り組んでいきたいと思っております。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかに先生方から特にご意見ございますでしょうか。林先生のほうから何か追加でございますでしょうか。

○林委員 大丈夫でございます。ありがとうございます。

○吉田会長 それでは、特にないようでしたら、諮問第19号につきましては、諮問のとおり評価することが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

報告事項（総合通信基盤局）

「周波数再編アクションプラン（令和元年度改定版）」（案）

○吉田会長 それでは、次に報告事項になりますが、「周波数再編アクションプラン（令和元年度改定版）」、その案につきまして、布施田電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 本件は報告事項でございます。ご説明させていただきます。2ページ目をご覧ください。

総務省では、新たな電波利用ニーズに応えるため、長期的かつ短期的な視点

で周波数再編を実施していくために、必要に応じて「周波数再編アクションプラン」を策定して、公表してございます。これは、必要に応じて改定しているところでございます。P D C Aサイクルの流れで申し上げますと、アクションのところに該当する取組でございます。先ほど申し上げました電波利用状況調査の評価結果を踏まえるとともに、最近の電波利用の動向も含めまして、昨年11月にこの「周波数再編アクションプラン」の改定を公表したところでございますが、そこからまた更新するところを中心にご紹介させていただきます。

3ページ目の中ほどをご覧ください。電波利用状況調査の主な評価結果を踏まえて、「周波数再編アクションプラン」の改定のポイントとして大きく2つを書いております。

まず1点目は、5Gの追加割当て周波数の検討でございます。本年4月に、携帯電話事業者4社に対して我が国で初めて5Gの周波数の割当てを行いました。現在、さらなる需要に迅速に応えるための追加割当ての周波数の確保や、地域ニーズなどに応じて利用可能なローカル5Gの導入に必要な周波数を確保するため、一層の周波数共用を推進していきたいと考えてございます。

2点目は、5Gのみならず無線LANの高度化、Connected Carなどの必要な周波数を確保するために、既存の無線システムとのダイナミックな周波数共用の可能性について検討を推進してまいりたいと考えてございます。この2つが大きなポイントでございます。

具体的な改定ポイントにつきましては、次の4ページからご紹介させていただきます。ここでは、「周波数再編アクションプラン」の重点的な取組を9つ挙げているところでございますが、今回改定する部分、特に下線を引いている部分を中心にご紹介させていただきます。

まず一番上の目標でございますが、2020年度までに5G等に利用可能な周波数として、約4GHz幅の周波数の確保を目標として掲げております。こ

れにつきましては、今年4月に、5Gに2.2GHz幅の周波数を割り当てたことによりまして、これまでの携帯電話、無線LAN合わせて約3.5GHz幅の周波数が確保できている状況でございます。

続きまして、重点的な取組についてご紹介いたします。

1つ目でございます。5G等の円滑な導入に向けた対応につきましては、電波利用状況の調査の評価結果も踏まえまして、新たに①と②の追加を考えているところでございます。①でございますが、追加周波数帯として、4.8GHzから5GHz帯、26.6GHzから27GHz帯、さらには39.5GHzから43.5GHz帯の周波数におきまして、既存無線システムの影響に配慮しつつ、共用検討を実施してまいります。また、②でございますが、ローカル5Gの導入に向けまして、28.2GHzから28.3GHz帯の周波数を早期に割り当てるとともに、加えて、4.6GHzから4.8GHz帯、28.3GHzから29.1GHz帯の周波数において、既存無線システムの影響に配慮しつつ、共用検討を実施してまいります。

下の(2)のダイナミックな周波数共用の推進についてでございます。前回のアクションプランの改定では、ダイナミックな周波数共用の実現に向けて研究開発等を推進すると記載していたところでございますが、今回の改定では、令和2年度までにダイナミックな周波数共用システムを構築すること、また、2.3GHz帯、2.6GHz帯など、幾つかの周波数を対象に、ダイナミックな周波数共用の実現可能性について検討を進めるとともに、あわせて制度整備を含めた検討を行うということを追記してございます。

次の5ページをご覧ください。(3)は変えてございませんので下の(4)に行きます。

(4)の提案を踏まえたV-High帯域の用途決定についてでございます。これは先ほどご説明させていただいた内容を追記しているところでございます。

「周波数再編アクションプラン」としましては、V-H i g h帯域に特定実験試験局の制度を導入いたしましたので、それを受けて令和2年度末まで実証試験を推進し、その動向を見きわめた上で、周波数の割当て方針などを策定していくこととしてございます。

(5)でございますが、4K・8Kに関する環境整備や技術的検討の推進についてでございます。昨年12月に開始した4K・8K衛星放送サービスを適正に維持するため、電波干渉のおそれがある受信設備からの漏えい電波の対策など、適切な受信環境の整備に取り組むこととしてございます。

(6)の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、海外から多くの放送事業者が無線機器を持ってまいります。また、大会運営用としても多くの無線システムが使われることから、それらが使う周波数を確保するために、日本の国内の官と官、また官と民が周波数を共用すると。それで周波数を確保しようとしているわけでございますが、その周波数共用の技術的検討、フィールド実証などを進めて、電波の利用環境整備を進めていくこととしてございます。

最後、6ページをご覧ください。公共用周波数の有効利用の促進についてでございます。特に現在、公共安全のためのシステムに、現在の携帯電話で使われているLTEの技術を導入する「公共安全LTE」の議論がございます。今年度は、その公共安全LTEの調査検討を進めつつ、技術面及び制度面での検討を進めていくこととしてございます。

(8)の電波の利用状況調査の拡充でございます。先ほどのご説明のとおり、電波の利用状況調査の公平性や透明性を確保するために、電波監理審議会が調査の全体に関与できる体制を検討するとともに、対象周波数の区分の見直しなど、令和元年度中に必要な制度整備を行うこととしております。

最後の9番目の地域BWAの周波数見直しについてでございます。今年6月

の情報通信審議会の答申を踏まえまして、2.5GHz帯で利用されています地域BWAが利用されていない地域においては、自営用のBWAとして利用できるように本年度内に制度整備を行うこととしてございます。

以上、重点分野の改定部分のご紹介でございましたが、報告は以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。委員の皆様からご意見、ご質問等お伺いしたいところがございますが、林委員のほうは午後4時ごろまで出席可能で、4時を過ぎますとちょっとご予約が入っていると伺っておりますので、まず先に林先生のほうから何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○林委員 すいません、ありがとうございます、ご配慮いただきまして。

1点だけ教えていただきたいんですけども、4ページのローカル5Gにつきまして、28.2から28.3GHzの100MHz幅についても早期の割当てを行うということがございますけれども、今後の制度化に当たってのスケジュールにつきましてお教えいただきたいのですけれども。

○布施田電波政策課長 現在、自営システムとしての免許受付のための制度の準備をしております、本年11月から12月にかけて申請受付ができるように制度整備をしているところでございます。

○林委員 分かりました。ということは本年秋ごろを大体目途にしておくということというふうに理解してよろしいですか。

○布施田電波政策課長 はい。

○林委員 分かりました。

以上でございます。ありがとうございます。

会長、すいません、これで失礼させていただきます。

○吉田会長 どうもお忙しいところありがとうございました。

○林委員 失礼いたします。

○吉田会長 それでは、ほかの委員の先生方からはいかがでしょうか。

それでは、お考えいただいている間に先に……。

○布施田電波政策課長 よろしいですか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○布施田電波政策課長 1つご説明が抜けてございました。今回報告させていただきましたこのアクションプランの改定（案）につきましては、本日、報道発表させていただいた後、1カ月間パブリックコメントをかけさせていただきます。また、その結果を踏まえて、9月の電監審におきましてもう一度ご紹介させていただく予定でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、先に私のほうから少しだけ感じたところを申し述べさせていただきます。まずは、例年非常によく考えて適切なアクションプランを作成いただきまして大変ありがとうございます。ざっと重点的取組をご説明いただきまして、どれも大変重要だと思いましたが、先ほどの諮問案件でちょっとコメントをしそびれたんですけど、重点的取組の8番目の項目ですが、電波の利用状況調査の拡充ということで、次年度からは電波監理審議会が調査全般に関与できる体制をご検討いただけると記されており、この審議会の責任がますます重くなるということで、ちょっと身が引き締まる思いがしております。そういうご配慮をいただきましたこと大変ありがたいことだと感じております。

それから重点的取組の2番目に、ダイナミックな周波数共用の推進が挙がっておりますが、特にアンダーラインをつけていただいたところで、令和2年度までにダイナミックな周波数共用システムを構築すると書かれています。これは具体的にそういうシステムを導入される予定があるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○布施田電波政策課長　まずは、実現可能なシステムを作り上げるということを目指してございます。実際にそれを事業者や利用者の方々に実用化していただくために必要な手続や環境整備を進めてまいりたいと思いますが、その技術やシステムは、令和2年度までに実現したいということでございます。

○吉田会長　万が一干渉が起こった場合に、どこまで干渉回避がうまくいくのか。もし干渉回避がうまくいかずに何か干渉が起こって皆様からクレームが出てくれば、その時点でまた別の方法を考えることにして、とりあえずは構築してみようということでしょうか。周波数共用の推進の観点から、良いシステムができることを私どもは期待していますが。まずは、やってみようということですね。

○布施田電波政策課長　ご指摘のとおりで、共用可能な干渉レベルもシステムごとに幾つかあると思いますので、一度構築してそれで終わりではありませんし、構築した上でリアルタイム性をもっと追求するなど、そのような改善点はあると思いますので、そこはまずは作った上で、次々と改善して高度化していくということだと思います。

○吉田会長　ありがとうございます。

重点的取組に挙げていただいている9つの取組は、本当にいずれも大変重要な取組かと思えます。今後、パブリックコメントにかけられるということですが、是非積極的に取り組んでいただくことを期待しております。

ほかの委員の先生方からはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にほかにご意見等ないようでしたら、本報告事項につきましては終了いたします。どうもありがとうございました。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○吉田会長 それでは、情報流通行政局の職員に入室するように連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

○吉田会長 私ども、クールビズということで最初から上着をとらせていただいておりますので、どうぞ気楽に上着をとってご参加いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、審議の初めに当たりまして、先日のご異動で着任された方がいらっしゃるとお聞きしておりますので、恐縮ですが、一言ずつご挨拶をお願いいたします。

○吉田情報流通行政局長 7月の異動で、情報流通行政局長を拝任いたしました。お世話になることと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田会長 よろしくお願ひします。

○湯本情報流通行政局総務課長 私、放送政策課長から今度同じ局の総務課長になる湯本でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○吉田会長 よろしくお願ひします。

○豊嶋放送政策課長 7月5日付で放送政策課長に拝命されました豊嶋と申します。よろしくお願いいたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

諮問事項（情報流通行政局）

日本放送協会放送受信規約の変更の認可

(諮問第20号)

○吉田会長 それでは、審議のほうを再開いたします。

諮問第20号になりますが、日本放送協会放送受信規約の変更の認可につきまして、豊嶋放送政策課長のほうからご説明をお願いいたします。

○豊嶋放送政策課長 放送政策課でございます。

お手元の資料、諮問第20号説明資料がございます。これに基づいて説明をいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

諮問第20号の説明資料、1ページ目でございますが、日本放送協会放送受信規約の変更の認可に関係するものでございます。まず1ページ目の1ですが、申請の概要がございます。日本放送協会から放送法第64条第3項の規定に基づきまして、受信規約の変更の認可申請があったものでございます。下に条文がございますけれども、第64条の第3項について、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければいけないとなっております。変更する場合も同様ということで、本件はこれに該当するものでございます。その規約の変更の内容及び理由がその下でございます。(1)でございます。

今回の変更の内容のポイントですが、新たに地上系、あるいは衛星系によるテレビ放送のいわゆる受信機を設置した契約者の負担軽減を図るということを目的としたものでございまして、具体的には、受信機を設置して新たに受信契約を締結した場合、その設置した月について受信料のお支払いを不要とするものです。また、地上放送の契約から衛星放送の契約への契約種別の変更があった場合、その変更があった月について、変更前の契約の種別の料額と変更後の料額の差額の支払いを不要とするという目的のために規定の整備をするというものでございます。なお、本件の変更につきましては、NHKにおきまして受信料制度等検討委員会の答申というのが平成30年1月12日に出ておりまして、これに基づいたものであること及びこの変更に当たりましては、NHKにおきまして、国民・視聴者からの意見募集を4月中に行って、その結果を踏まえて申請が行われたものでございます。

具体的な内容について細かく記載したものが2ページ目でございますが、次のページをご覧ください。今回の受信料負担軽減の中身でございますが、大きく2つございます。1点目が、(2)の①でございますが、受信機の設置をした月における受信料負担の軽減ということで、今の受信規約では、受信契約をした方は受信機を設置した月から受信料を支払うということになっております。今回新たに受信機を設置した受信契約者の負担軽減を目的として、受信機の設置をした月の翌月から受信料を支払うと。つまり受信機を設置した月は受信料を支払わなくてよいという内容でございます。下に絵を描いておりますけれども、変更後、赤で囲った部分について、受信料の支払いを不要にすると。その翌月から受信料の支払いを求めるという内容でございます。

もう1点は(2)の②、これは契約の種別を変更する場合の受信料負担の軽減に係るものでございますが、今の受信規約では、契約種別の変更を行った月の受信料額については、変更した後の受信料額を支払うという形になっております。今回、この契約種別の変更の際の負担軽減を目的として、料額が高い契約種別へ変更を行った月の受信料額については、変更前の受信料額とするということで、例えば地上契約と衛星契約では衛星契約のほうが、料額が高くなっておりますけれども、現行はここに書いてあるとおり、例えば前の月が地上契約、変更月に地上契約から衛星契約に変えた場合、現行では、変更した月は衛星契約の料金をお支払いいただくということになっておりましたが、今回、赤字で書いていますとおり料額の低いほうを適用するというので、地上契約の料金を変更の月については適用するという改定をしているものでございます。

あとは、米印でございますが、①、②の変更に伴って、設置月に料額が低い契約種別への変更、先ほどとは逆に衛星契約から地上契約に変更を行う場合等々については、衛星契約を締結した受信契約者が衛星料金の支払いを要しないこととなりますので、所要の整備をしたものでございます。

3 ページ目以降は、実際の受信規約の変更案になっております。先ほど申し上げたところ、この変更案のちょうど下線を引いているところ、第5条になってございますが、ここの部分が先ほど申し上げた部分の実際契約の案文として提出されているものでございます。3 ページ、4 ページ、5 ページまで関係する規定でございます。

ページは飛んで6 ページでございますが、この規約の条項を変更した場合、NHKの事業収支に及ぼす影響の推計でございますが、令和元年度、本年度につきましては、年の途中からということになりますので、減収額約17.6億円を見込んでいます。該当するのは約126万件。令和2年度、これは通年になりますので1年分ということになりますが、261万件で37.1億円の影響が出るというふうに見込んでいるものでございます。なお、本件の実施につきましては、(5)にございますが、令和元年10月1日から施行するということ希望しているものでございます。

2番目は、審査の結果でございますが、本件認可の申請につきましてですが、本件は、協会における今後の収支見通しについての検討結果、あるいは協会の外部有識者から構成されるNHK受信料制度等検討委員会での答申を受けて、受信料の負担軽減策の一つとして、既にNHKから発表されています経営計画に盛り込まれておるものでございます。また、本年3月に国会の承認を受けました協会の令和元年度の予算につきましても、本件による事業収入の減収を踏まえたものと既になっているところでございます。また、協会はその認可申請に当たりまして、国民、視聴者を対象とした意見募集の手続も実施をされているということで、こうした手続を経て今回の措置をとるというものでございますので、妥当なものというふうに認められると思っております。また、本件による事業収入の減収額につきましては、令和元年度、約17.6億円、令和2年度、約37.1億円と見込まれておりますが、受信料収入に占める割合から大き

な影響を及ぼすものではないというふうに認められます。したがって、申請のとおり認可することが適当であるというふうに認められると判断をいたしました。

7ページ以降は、関係する参照条文でございますので、適宜ご参照いただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○長田委員 受信料を払う方々への配慮ができていますと思いますので、この案には賛成させていただきます。

○豊嶋放送政策課長 ありがとうございます。

○吉田会長 聞くところによりますと、以前4つぐらいの負担軽減策をNHKが考えておられて、これが最後の4つ目であると伺いました。過去、経済的な理由で奨学金を受けている学生に対して、負担の軽減をするということとか事業所割引で併用を認めるとか、幾つかございましたけれども、これが4つ目ということで、今、長田委員からもございましたけれども、わずかではありますが見聴者に対して負担軽減の配慮を行いたいという願い出であり、しかもその減収額はNHKにとっては全体の予算から比べますとわずかであり、大きな影響はないということで、私も非常に結構なことではないかと感じたところでございます。

兼松代理からは何かございますでしょうか。

○兼松代理 この軽減策については特にございませんが、NHKにおかれては、より一層受信料の低減化に努めていただきたいと思いますのと、それと並行して、支払うべき人が支払っていないという事態をできるだけ解消して、公平な分担というのを追求していただきたいなと思っております。

○吉田会長 どうもありがとうございます。

それでは、ほかに特にならなければ、諮問第20号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

報告事項（情報流通行政局）

日本放送協会平成30年度決算の概要

○吉田会長 次に、報告事項になりますが、日本放送協会平成30年度決算の概要につきまして、豊嶋放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○豊嶋放送政策課長 引き続きですが、お手元資料、日本放送協会平成30年度決算の概要というのがございます。財務諸表等そのものも添付されておりますが、説明のほうはこの概要に基づいて説明させていただきたいと思っておりますので、ご覧いただければと存じます。報告説明資料でございます。

平成30年度のNHKの決算につきましては、6月、先月の25日に総務大臣に提出をされたところでございます。お手元、ちょっと縦長の資料でございますけれども、平成30年度の決算の全体の数字、予算との比較の表がございまして、ポイントを同じページの下の方に記載をしております。主な決算のポイントでございますが、まず平成30年度は、当初40億円の黒字見込みでございましたが、271億円の黒字決算となったところでございます。

この黒字の拡大の主な要因というのが2点ございまして、1点目は、予算を

上回る受信料収入の増加という要素で、約110億円と。この中身としましては2つほどございまして、当初計画を上回る受信契約総数の増加ということで、20万件増を見越したところが、約63万件の増という形になったところ、それと、衛星契約数の増加によりまして受信料収入が増えていると、この2点が主な要素になっております。

一方、支出のほうですが、83億円が経費として決算上は減っているということでございます。主な要因は、人件費の抑制が約54億円を占めておりまして、これによって、事業支出が83億円減という形になりまして、収入の増、支出の減ということがありまして、271億円の黒字決算というふうになったものでございます。

なお、事業収支差金271億円ですが、放送センターの建物工事費相当分1,700億円が積立資産として計上されておりますが、これは既に確保済みということでございますので、事業収支差金につきましては、建設費への充当分40億円を除く231億円を財政安定のための繰越金に繰り入れをするということでございます。これに伴いまして、繰越金の平成30年度末の残高は1,161億円になっております。

続いて2ページ目でございますが、これはいわゆるNHKオンデマンド等の放送番組等有料配信業務の勘定、区分経理をしている部分でございますが、こちらの決算のほうのポイントですが、2ページ目の真ん中あたりにございます。放送番組等有料配信業務勘定につきましては、3.1億円の黒字となっております。これは当初0.2億円の見込みが3.1億円に増えたものでございますが、この要素も2点ございます。

1つは、事業収入の増ということで0.4億円。これはいわゆる視聴料収入の増加がございまして、事業収入が4,000万ほど増加をしたということでございます。

それと2点目は支出のほうでございますが、2.5億円支出の減になっております。これはシステム改修計画を今期見直したということに伴いまして、事業支出が2.5億円減という形になりましたので、差引3.1億円の黒字が計上されたところでございます。

3ページ目は、今ちょっとご説明をした収支に与える要因等々も含まれておりますが、業務報告書についての主なトピックスがございますので、ここはご参考までにご覧いただければと思っておりますが、表でいうと2つ目になりますが、受信料支払率に関しましては80%、これは平成29年度末ですが、今回30年度末で82%に上昇したということになっております。先ほどの収入の増の要因とも繋がるところで、そのような形になっております。

以下、適宜業務の概要として記載がございますので、ご参照いただければと存じます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら願いたいいたします。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 どうぞ。

○兼松代理 契約者数とか衛星契約数が増加した原因というのは何なんでしょうか。

○堀内放送政策課企画官 放送政策課の堀内でございます。

一例として、平成29年12月の最高裁合憲判決を受けて契約数が伸びているとNHKは対外的にも説明しております。また、先ほどもお話がありましたが、NHKとしては公平負担の徹底ということで、未契約者の解消に努めております。こうした取組と相まって契約数が伸びていると理解をしております。

○吉田会長 そうしますと、先ほど支払率が80%から82%にアップしたというご説明がございましたけど、この2%分のアップで20万件増から63万件増に受信契約が増え、また衛星契約も46万件増から66.8万件増に増加したことに相当しているのでしょうか。

○堀内放送政策課企画官 そのようにご理解いただいて結構です。

○吉田会長 例年確かに1%ぐらいずつアップしていたかなと思うんですけど、今回一挙に2%もアップしたため、これだけの件数増となり、110億円というすごく大きな増収になるわけですね。先ほどの諮問案件で、減収額が今年が17.6億で、令和2年度フル期間になっても37.1億ということでしたけど、今回この受信料収入増が110億円だと聞きますと、確かに大きな額だと改めて感じたところですね。NHKには是非とも有効にうまく活用していただきたいですね。

長田先生、よろしいでしょうか。

○長田委員 大丈夫です。

○吉田会長 兼松先生、よろしいですか。

どうもありがとうございました。それでは、本報告事項につきましては終了いたします。どうもありがとうございました。

以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

議決事項

株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求の審理を補佐する審理官の指名

(付議第 1 号関係)

○吉田会長 次に付議第 1 号関係、株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求の審理を補佐する審理官の指名につきまして、現在の補佐審理官でございます中沢審理官がご退任されましたために、新たに主任審理官を補佐する補佐審理官といたしまして、藤田審理官を指名することといたします。どうぞよろしく願いいたします。

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書は所定の手続により、事務局から総務大臣宛てに提出してください。

なお、次回開催日時は 9 月 9 日月曜日の 15 時を予定しております。

それでは、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。